

この正誤表は更新される場合があります。最新版はICBAの HP (<http://www.icba.or.jp/index/pdf/ybook2015seigo2.pdf>) でご確認下さい。
 なお、1刷(H27.6.28発行)については、1刷用正誤表(<http://www.icba.or.jp/index/pdf/ybook2015seigo.pdf>)を参照してください。

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
1	9	令第81条 関係告示	<ul style="list-style-type: none"> ・平13国交告第1540号 (桝組壁工法・木質プレハブ工法) ・平13国交告第1641号 (薄板軽量形鋼造) ・平14国交告第474号 ： ： ・平17国交告第631号 (エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等) ・平19国交告第832号 (令第82条等と同等の構造計算の基準) ・平19国交告第1274号 	<ul style="list-style-type: none"> ・平13国交告第1540号 (桝組壁工法・木質プレハブ工法) ・平14国交告第474号 ： ： ・平17国交告第631号 (エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等) ・平19国交告第1274号 	H28/1/12追加
2	45	平27国交告第189号囲み内L3	第81条第2項 <u>第一</u> 号イ	第81条第2項 <u>第二</u> 号イ	H27/10/5追加
3	45	平27国交告第189号囲み内L8	桁行方向 <u>の</u> いずれかの	桁行方向 <u>のう</u> ちいずれかの	H27/10/5追加
4	45	平27国交告第189号囲み内L15	イ 前号イ <u>及</u> びロに定める…	イ 前号イ <u>又</u> はロに定める…	H27/10/5追加
5	45	平27国交告第189号囲み内L17	桁行方向 <u>の</u> いずれかの	桁行方向 <u>のう</u> ちいずれかの	H27/10/5追加
6	45	平27国交告第189号囲み内L19	(2) <u>(1)</u> の規定	(2) <u>(1)イ</u> の規定	H27/10/5追加
7	64	政令129条の2の4囲み内L3	一 建築物に設ける第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第129条の4及び第129条の5(これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合を含む。)、第129条の6第一号、第129条の8第1項並びに第129条の12第1項第六号の規定(第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあつては、第129条の6第一号の規定を除く。)	一 建築物に設ける第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第129条の4及び第129条の5(これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合を含む。)、第129条の6第一号並びに第129条の8第1項の規定(第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあつては、第129条の6第一号の規定を除く。)に適合すること。	H28/1/12追加
8	93	断面形状及び寸法の表(四)αの値	I/1080	<u>I</u> /1080	数字の1→英字のI

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
9	P134	L5	削除	(1) 組積造は、地震のない国において、れんが又は石等の比較的大きな圧縮強度に期待して発達した構造である。地震の多い我が国では、過去に幾多の地震被害例があり、現在では、ごく小規模あるいは特殊な用途に使われている。	H28/11/21追加
10	P142	L10	<p>壁厚さ：壁頂までの距離の1/10以上 壁厚さ：壁頂までの距離の1.5/10以上 控壁：間隔は4.0m以下で、突出長さは壁厚さの1.5倍以上 1.2m以下 0.2m以上 GL</p>		H28/11/17 差し替え
11	P166	L25	(3) 骨材(細骨材, 粗骨材)は、適切な粒形及び粒度分布を有したものでないと、	(3) 骨材(細骨材, 粗骨材)は、適切な粒形をもち、細粗粒が適度に分布したものでないと、	H28/11/17追加
12	P209 P211	L26 L34 L11	「膜構造の建築物・膜材料等の技術基準及び同解説」	「膜構造の建築物・膜材料等の技術基準及び解説」	H29/3/16追加
13	247	政令第81条囲み内 L5	三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に…	三 屋根ふき材、外装材及び屋外に…	H27/10/5追加
14	304	L20 〔判定例〕①〔例1〕	この場合は、 <u>支持層</u> である…	この場合は、 <u>持層</u> である…	H27/10/5追加
15	P503	図8.5-3出典	(<u>日本建築センター</u> 他「膜構造の建築物・膜材料等の技術基準及び同解説」より)	(<u>日本膜構造協会</u> 「膜構造の建築物・膜材料等の技術基準及び同解説」より)	H29/3/16追加
16	569	図9.6-7	<p>ψ A</p>	<p>ψ A</p>	ψ の矢印指し位置の修正
17	679	L26~30	通常は壁量が十分にあり、接合部に作用するせん断力が十分に小さいと考えられることから、許容応力度計算を省略して良い。しかし、壁量が少ない場合や柱はり接合部の周囲に壁が配置されない場合など、変形量が大きい接合部では、許容応力度計算を行う必要がある。このときには、たとえばRC規準(2010)15条…	通常は壁量が十分にあり、柱はり接合部に作用するせん断力が小さいと考えられることから、許容応力度計算を省略することができる。ただし、壁量が少なく柱はり接合部の周囲に壁が配置されない場合などは、作用するせん断力が大きくなるため、接合部の性能を許容応力度計算で確認する必要がある。許容応力度計算を行う場合は、RC規準(2010)15条…	

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
18	695	L32～33	19) 国立研究開発法人建築研究所 向井智久他:実験データベースを用いた鉄筋コンクリート造部材の構造特性評価式の検証, 建築研究資料 No.175, 2016.11, http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/175/index.html , 2017.2閲覧	19) 向井ら:実験データベースを用いた鉄筋コンクリート造部材の構造特性評価式の検討と検証結果, 建築研究資料, 2015.12(出版予定)	H29/3/16追加
19	778	平17国交告第566号囲み内 L19	ハ 建築物に設ける令第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機は、令第129条の4、令第129条の5(これらの規定を令第129条の12第2項において準用する場合を含む。)、令第129条の8第1項並びに令第129条の12第1項第六号の規定に適合するほか、当該昇降機の籠が、籠内の人又は物による衝撃を受けた場合において、籠内の人又は物が昇降路内に落下し、又は籠外の物に触れるおそれのない	ハ 建築物に設ける令第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機は、令第129条の4及び令第129条の5(これらの規定を令第129条の12第2項において準用する場合を含む。)並びに第129条の8第1項の規定に適合するほか、当該昇降機の籠が、籠内の人又は物による衝撃を受けた場合において、籠内の人又は物が昇降路内に落下し、又は籠外の物に触れるおそれのない構造であること。	H28/1/12追加